

議案第 7 号

瑞穂町手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 9 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町手数料条例の一部を改正する条例

瑞穂町手数料条例（平成 1 2 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

戸籍の謄本又は抄本	4 5 0 円
戸籍の記録事項の証明	4 5 0 円
除籍の謄本又は抄本	7 5 0 円
除籍の記録事項の証明	7 5 0 円

」を

戸籍の謄抄本又は戸籍証明書	450円
戸籍電子証明書提供用識別符号（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に該当する場合又は同一事項の戸籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	400円
除籍の謄抄本又は除籍証明書	750円
除籍電子証明書提供用識別符号（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令第1条の2に該当する場合又は同一事項の除籍証明書と同時に請求する場合は手数料を徴収しない。）	700円

」に、

届出、申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明

」を

届出若しくは申請の受理、届書その他の書類の記載事項又は電子化された届書等情報の内容の証明

」に、

届書その他の書類の閲覧

」を

届書その他の書類又は電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧

」に改める。

別表第2中

「

戸籍の謄本又は抄本
戸籍の記録事項の証明
除籍の謄本又は抄本
除籍の記録事項の証明

」を

「

戸籍の謄抄本又は戸籍証明書
戸籍電子証明書提供用識別符号
除籍の謄抄本又は除籍証明書
除籍電子証明書提供用識別符号

」に、

「

届出、申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明

」を

「

届出若しくは申請の受理、届書その他の書類の記載事項
又は電子化された届書等情報の内容の証明

」に改

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂町手数料条例 新旧対照表

新		旧	
第1条から第9条 略		第1条から第9条 略	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
手数料を徴収する事項	1件あたりの 手数料金額	手数料を徴収する事項	1件あたりの 手数料金額
略	略	略	略
戸籍の謄抄本又は戸籍証明書	450円	戸籍の謄本又は抄本	450円
戸籍電子証明書提供用識別符 号(地方公共団体の手数料の 標準に関する政令に規定する 総務省令で定める金額等を定 める省令(平成12年自治省令 第5号)第1条の2に該当する場 合又は同一事項の戸籍証明書 と同時に請求する場合は手数 料を徴収しない。)	400円	戸籍の記録事項の証明	450円
除籍の謄抄本又は除籍証明書	750円	除籍の謄本又は抄本	750円
除籍電子証明書提供用識別符 号(地方公共団体の手数料の 標準に関する政令に規定する 総務省令で定める金額等を定 める省令第1条の2に該当する 場合又は同一事項の除籍証明 書と同時に請求する場合は手 数料を徴収しない。)	700円	除籍の記録事項の証明	750円
略	略	略	略
届出若しくは申請の受理、届 書その他の書類の記載事項又 は電子化された届書等情報の 内容の証明	350円	届出、申請の受理又は届書そ の他の書類の記載事項の証 明	350円
略	略	略	略
届書その他の書類又は電子化	350円	届書その他の書類の閲覧	350円

<u>された届書等情報の内容を表 示したものの閲覧</u>			
略	略	略	略
別表第2(第5条関係)		別表第2(第5条関係)	
<u>戸籍の謄抄本又は戸籍証明書</u> <u>戸籍電子証明書提供用識別符号</u> <u>除籍の謄抄本又は除籍証明書</u> <u>除籍電子証明書提供用識別符号</u> 略 <u>届出若しくは申請の受理、届書その他の書類 の記載事項又は電子化された届書等情報の 内容の証明</u> 略		<u>戸籍の謄本又は抄本</u> <u>戸籍の記録事項の証明</u> <u>除籍の謄本又は抄本</u> <u>除籍の記録事項の証明</u> 略 <u>届出、申請の受理又は届書その他の書類の記 載事項の証明</u> 略	
<u>附 則</u>			
<u>この条例は、公布の日から施行する。</u>			